

令和6年5月14日

栃木県知事 福田 富一様

一般社団法人栃木県老人福祉施設協議会
会長 大山 知子
ケアハウス部会長 古口 光夫

ケアハウスの利用料等の適切な引上げ等について(要望)

平素よりケアハウスの活動推進に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ケアハウスでは自立した生活に不安のある方をはじめ地域の高齢者の生活を懸命に支えておりますが、新型コロナウイルス感染症や物価高騰、賃上げによる他業種への人材流出等の影響により大変厳しい事業運営を強いられており、令和4年度における赤字施設はケアハウスで53.9%を占めたうえ、収支差率はマイナス3.2%といずれも過去最低であり(全国老施協調査)、事業継続が危ぶまれる危機的な状況にあります。

このような中で、厚生労働省から関係自治体に対して令和6年1月11日付け老高発0111第1号「老人保護措置費に係る支弁額等の改定及び養護老人ホーム等の適切な運営について」が発出され、軽費老人ホーム・ケアハウスに対する介護職員処遇改善支援事業等や令和6年度介護報酬改定を踏まえた支弁額等の改定への要請が行われました。

また、令和6年3月26日付け事務連絡「老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例等について」が厚生労働省から関係自治体へ発出され、上記通知に関する改定の考え方や改定例などが具体的に示されております。

つきましては、上記通知内容についてご賢察を賜り、ケアハウスが栃木県における高齢者福祉の基盤を守るだけでなく、地域共生社会の推進の役割を果たしていくためにも、次の項目を実施いただきますようお願い申し上げます。

記

- ① 介護職員処遇改善支援事業等(月額平均6,000円相当)と同様の処遇改善の実施
- ② サービスの提供に要する費用と各種加算額等に1.16%を乗ずることによる処遇改善の実施
- ③ 「その他分」としてサービスの提供に要する費用と各種加算額等の単価の0.61%の引上げ
- ④ 基準費用額(居住費)一日あたり60円引き上げに伴う生活費の1月あたり1824円の引き上げ。
- ⑤ 軽費老人ホーム・ケアハウスの適切な運営に資する軽費老人ホームの利用料等の積極的な改定

以上